令和６年12月議会

議案説明資料

○予算議案

ページ

１ 令和6年12月議会　補正予算案港湾空港局集計表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２ 議案第185号
令和6年度福岡市一般会計補正予算案（第4号） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

３ 議案第190号
令和6年度福岡市港湾整備事業特別会計補正予算案（第1号） ・・・・ 9

４ 議案第191号
令和6年度福岡市営渡船事業特別会計補正予算案（第1号） ・・・・・・ 15

○一般議案

５ 議案第226号
福岡市ヨットハーバーに係る指定管理者の指定について ・・・・・・・・・・・ 17

港湾空港局

○予算議案

1　令和6年12月議会　　補正予算案

区分	補正前の額（A）						補	
	予算額	財源内訳					予算額	特
		特定財源			当該事業財源等	一般財源		
		国県支出金	市債	その他				国県支出金
一般会計	**10,840,208**	686,268	3,594,000	2,078,116	－	4,481,824	**34,716**	－
		計 6,358,384						
港湾整備事業特別会計	**29,384,645**	58,170	5,912,000	321,682	23,092,793	－	**5,247**	9,882
		計 6,291,852						
市営渡船事業特別会計	**1,553,385**	199,847	8,000	53,092	1,292,446	－	**18,662**	－
		計 260,939			一般会計繰入金 912,903千円 その他事業財源 379,543千円			
合計	**41,778,238**	944,285	9,514,000	2,452,890	24,385,239	4,481,824	**58,625**	9,882
		計 12,911,175						

港湾空港局集計表

（単位：千円）

正額（B）				計（A＋B）					
財源内訳				予算額	財源内訳				
定財源		当該事業財源等	一般財源		特定財源			当該事業財源等	一般財源
市債	その他				国県支出金	市債	その他		
－	△ 63	－	34,779	**10,874,924**	686,268	3,594,000	2,078,053	－	4,516,603
計	△ 63				計		6,358,321		
－	－	△ 4,635	－	**29,389,892**	68,052	5,912,000	321,682	23,088,158	－
計	9,882				計		6,301,734		
－	－	18,662	－	**1,572,047**	199,847	8,000	53,092	1,311,108	－
計	－	一般会計繰入金 18,662千円 その他事業財源 －千円			計		260,939	一般会計繰入金 931,565千円 その他事業財源 379,543千円	
－	△ 63	14,027	34,779	**41,836,863**	954,167	9,514,000	2,452,827	24,399,266	4,516,603
計	9,819				計		12,920,994		

2　議案第185号　　令和６年度福岡市一般会計

（１）歳入歳出予算の補正

（歳入）

補正予算案説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
4	(25) 諸収入 2. 保険料収入	1. 保険料収入	5,695	△ 63	5,632
その他の科目（本補正外）			6,352,689	－	6,352,689
合計			6,358,384	△ 63	6,358,321

（歳出）

補正予算案説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
50・51	(10) 港湾空港費 1. 港湾空港管理費	1. 港湾総務費	833,450	2,990	836,440
		6. 渡船費	912,903	18,662	931,565
		7. 空港対策費	1,253,318	110	1,253,428

補 正 予 算 案 （ 第 ４ 号 ）

（単位：千円）

説　　明	
雇用保険法に基づく保険料収入の減額	△ 63

（単位：千円）

説　　明

一般職職員給与費等の追加　2,990
一般職職員・６９人（うち会計年度任用職員・４人）

区　　分	補正前の額	補正額	計
給与費等（一般職職員６５人）	592,816	2,990	595,806
給　　料	271,039	△ 2,216	268,823
職員手当等	222,103	6,869	228,972
共　済　費	99,674	△ 1,663	98,011
その他（会計年度任用職員４人）	14,284	－	14,284
計	607,100	2,990	610,090

市営渡船事業特別会計への繰出金の追加　18,662

一般職職員給与費等の追加　110
一般職職員・１７人（うち会計年度任用職員・１人）

区　　分	補正前の額	補正額	計
給与費等（一般職職員１６人）	157,738	110	157,848
給　　料	72,276	258	72,534
職員手当等	58,187	246	58,433
共　済　費	27,275	△ 394	26,881
その他（会計年度任用職員１人）	4,234	－	4,234
計	161,972	110	162,082

（歳出）

補正予算案説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
50 ～ 53	2. 港湾建設費	1. 港湾改修費	5,366,226	11,460	5,377,686
52 ・ 53		2. 海岸事業費	269,090	1,494	270,584
その他の科目（本補正外）			2,205,221	―	2,205,221
合計			10,840,208	34,716	10,874,924

（単位：千円）

説　　明

事業費対象外給与費の追加　11,460
一般職職員・８４人（うち会計年度任用職員・５人）

区　　分	補正前の額	補正額	計
対象外給与費（一般職職員７９人）	632,407	11,460	643,867
給　　料	275,366	5,193	280,559
職員手当等	246,622	6,744	253,366
共　済　費	110,419	△ 477	109,942
その他（会計年度任用職員５人）	18,431	－	18,431
計	650,838	11,460	662,298

関連歳入

(25)　諸収入　△ 63
雇用保険料収入

事業費対象外給与費の追加　1,494
一般職職員・３人

区　　分	補正前の額	補正額	計
対象外給与費（一般職職員３人）	17,623	1,494	19,117
給　　料	6,776	518	7,294
職員手当等	7,466	846	8,312
共　済　費	3,381	130	3,511

（２）繰越明許費の補正

補正予算案説明書ページ	款	項	目	事業名
158・159	(10) 港湾空港費	2. 港湾建設費	1. 港湾改修費	港湾改修事業
			2. 海岸事業費	海岸事業

（３）債務負担行為の補正

補正予算案説明書ページ	事項	限度額	当該年度以降の支出予定額
168・169	アイランドシティ外周緑地補修事業	57,000	令和７年度 57,000
	港湾施設維持補修事業	315,916	令和７年度 315,916
170・171	能古地区護岸築造事業	33,000	令和７年度 33,000

（単位：千円）

関係予算額	繰越額		繰越事由
	補正前	補正後	
5,377,686	－	247,332	工期の都合により、年度内に完了しないため。
270,584	－	170,598	工期の都合により、年度内に完了しないため。

○繰越明許費補正の内容

事業名	事業内容	当該事業予算額	繰越額
港湾改修事業	アイランドシティ地区 臨港道路整備	146,000	35,360
	アイランドシティはばたき公園 整備	263,403	158,532
	須崎ふ頭地区　雨水排水施設築造	53,440	53,440
海岸事業	和白地区　護岸改良	188,890	170,598

（単位：千円）

左の財源内訳				備考
特定財源			一般財源又は当該事業財源	
国県支出金	地方債	その他		
－	－	－	57,000	○総事業費 ７年度　57,000千円
－	82,000	－	233,916	○総事業費 ７年度　315,916千円
－	24,000	－	9,000	○総事業費 ７年度　33,000千円

3　議案第190号　　令和６年度福岡市港湾整備

（１）歳入歳出予算の補正

（歳入）

補正予算案説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
88	(3) 国庫支出金 1. 国庫補助金	3. 機能施設整備事業費国庫補助金	－	9,882	9,882
88	(5) 繰入金 2. 港湾整備事業基金繰入金	1. 港湾整備事業基金繰入金	4,080,454	△ 4,635	4,075,819
その他の科目（本補正外）			25,304,191	－	25,304,191
合計			29,384,645	5,247	29,389,892

（歳出）

補正予算案説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
90・91	(1) 総務費 1. 総務管理費	1. 一般管理費	378,380	1,995	380,375
		2. 維持費	2,418,110	8	2,418,118

事業特別会計補正予算案（第１号）

（単位：千円）

説　　明	
地球温暖化対策費補助金の追加 　二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱に基づく補助金 　・博多港脱炭素化推進事業	9,882 9,882 9,882
港湾整備事業基金受入金の減額 ※令和６年度末港湾整備事業基金残高見込み　36,426,793 千円	△ 4,635

（単位：千円）

説　　明

一般職職員給与費等の追加　1,995
　一般職職員・８人

区　分	補正前の額	補正額	計
給与費等（一般職職員８人）	62,087	1,995	64,082
給　料	29,102	504	29,606
職員手当等	22,410	1,559	23,969
共　済　費	10,575	△ 68	10,507

一般職職員給与費等の追加　8
　一般職職員・８人

区　分	補正前の額	補正額	計
給与費等（一般職職員８人）	66,405	8	66,413
給　料	32,059	178	32,237
職員手当等	22,754	154	22,908
共　済　費	11,592	△ 324	11,268

（歳出）

補正予算案説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
90 ～ 93	(2) 事業費 1. 臨海土地整備事業費	1. 臨海土地整備事業費	5,488,692	3,477	5,492,169
92 ・ 93	2. 機能施設整備事業費	1. 機能施設整備事業費	878,004	△ 233	877,771
その他の科目（本補正外）			20,221,459	―	20,221,459
合計			29,384,645	5,247	29,389,892

（単位：千円）

説　　明

一般職職員給与費等の追加　3,477
一般職職員・１６人（うち会計年度任用職員・１人）

区　　分	補正前の額	補正額	計
給与費等（一般職職員１５人）	124,965	3,477	128,442
給　　料	58,498	1,326	59,824
職員手当等	45,349	2,227	47,576
共　済　費	21,118	△ 76	21,042
その他（会計年度任用職員１人）	4,234	－	4,234
計	129,199	3,477	132,676

１．一般職職員給与費等の減額　△ 233
一般職職員・６人

区　　分	補正前の額	補正額	計
給与費等（一般職職員６人）	58,316	△ 233	58,083
給　　料	26,832	△ 336	26,496
職員手当等	21,469	△ 3	21,466
共　済　費	10,015	106	10,121

２．博多港脱炭素化推進事業

関連歳入

(3)　国庫支出金　9,882
地球温暖化対策費補助金

（２）繰越明許費の補正

補正予算案説明書ページ	款	項	目	事業名
160・161	(1) 総務費	1. 総務管理費	2. 維持費	機能施設維持管理経費
	(2) 事業費	1. 臨海土地整備事業費	1. 臨海土地整備事業費	アイランドシティ整備事業
		2. 機能施設整備事業費	1. 機能施設整備事業費	博多港脱炭素化推進事業

（単位：千円）

関係予算額	繰　越　額		繰　越　事　由
	補 正 前	補 正 後	
2,351,705	－	50,292	工期の都合により、年度内に完了しないため。
5,259,184	－	595,862	工期の都合により、年度内に完了しないため。
69,411	－	40,000	工期の都合により、年度内に完了しないため。

○繰越明許費補正の内容

事　業　名	事 業 内 容	当該事業予算額	繰 越 額
機能施設維持管理経費	アイランドシティ地区 コンテナクレーン高圧ケーブル 更新	50,292	50,292
アイランドシティ整備事業	アイランドシティ地区 基盤整備等	5,259,184	595,862
博多港脱炭素化推進事業	須崎ふ頭地区 陸上電力供給設備設置	40,000	40,000

4　議案第191号　　令和6年度福岡市営渡船事業

歳入歳出予算の補正

（歳入）

補正予算案説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
96	(6) 繰入金 1. 一般会計繰入金	1. 一般会計繰入金	912,903	18,662	931,565
その他の科目（本補正外）			640,482	－	640,482
合計			1,553,385	18,662	1,572,047

（歳出）

補正予算案説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
98・99	(1) 総務費 1. 総務管理費	1. 一般管理費	792,509	18,662	811,171
その他の科目（本補正外）			760,876	－	760,876
合計			1,553,385	18,662	1,572,047

特 別 会 計 補 正 予 算 案 （ 第 １ 号 ）

（単位：千円）

説　　明	
一般会計からの繰入金の追加	18,662

（単位：千円）

説　　明

一般職職員給与費等の追加　18,662
一般職職員・５６人（うち会計年度任用職員・１人）

区　　分		補正前の額	補正額	計
給与費等（一般職職員５５人）		470,820	18,662	489,482
	給　　料	203,289	1,863	205,152
	職員手当等	185,933	15,035	200,968
	共　済　費	81,598	1,764	83,362
その他（会計年度任用職員１人）		4,234	－	4,234
区　　分		475,054	18,662	493,716

○一般議案

５　議案第226号

福岡市ヨットハーバーに係る指定管理者の指定について

１ 議案提出の理由

本市が設置する福岡市ヨットハーバーの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものである。

２ 議案の内容

（１）指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市ヨットハーバー

（２）指定管理者に指定する者

福岡市西区小戸二丁目 11 番１号
小戸サンセットハーバー共同事業体

（３）指定する期間

令和７年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで

３ 公募及び選定の概要

（１）指定管理業務の内容

施設の運営及び維持管理に関する業務

（２）応募団体

３団体
小戸サンセットハーバー共同事業体
ＦＵＫＵＯＫＡ ＹＨ＆Ｂ ＭＩＲＡＩ プロジェクト ＪＶ
Ａ団体

（３）募集・選定経過

①第１回委員会　令和６年６月24日（月）（募集要項及び評価項目決定）
②募集要項配布　令和６年７月１日（月）から
　　令和６年８月30日（金）まで
③募集説明会　　令和６年７月11日（木）
④応募書類受付　令和６年８月23日（金）から

令和６年８月30日（金）まで
⑤第２回委員会　令和６年９月12日（木）（応募書類の選考）
⑥第３回委員会　令和６年10月４日（金）（応募団体に対するヒアリング及び最終選定）

（４）評価項目

評価項目	評価基準	配点	
1　管理運営方針	・施設の設置目的及び募集要項「１　指定管理者制度の目的及び趣旨」に合致した総合的な管理運営方針が提案されているか。	30	160
2　管理体制	・管理責任者及び管理体制について明確に示されているか。 ・運営上必要な知識等を有した人員が適正に配置されているか。 ・高齢者、障がい者等の雇用拡大に関する提案がされているか。 ・業務の再委託は適正であるか。（一部再委託がある場合） ・人材育成の明確な方針を持ち、施設の管理運営に携わる職員の研修計画等が記載されているか。	20	
3　施設の効用を最大限発揮する管理運営	・施設を効果的に運営するための基本的な考え方や具体的な運営計画が提案されているか。 ・利用者に対するサービスの質の確保及び向上の方策について具体的に提案されているか。 ・施設を有効に活用した賑わい創出に係る取組について、具体的かつ実現可能性の高い指定管理者企画事業の提案がされているか。 ・上記取組について、継続的な採算性が確保でき、市費の削減が期待できるものであるか。 ・地域や関係団体との円滑な連携に向けた具体的な取組みが提案されているか。 ・事故防止に向けた平時からの安全対策や危機管理体制の構築が図られているか。 ・災害・事故発生時の体制・対応方針が明確か。	65	
4　増収及び管理経費の縮減等	・利用促進等による増収対策について、実現可能な提案がされているか。 ・ヨットハーバーの特性と課題を踏まえ、管理経費の縮減に向けた効率的な管理運営手法が提案されているか。	15	
5　運営実績・ノウハウ	・マリーナ施設の運営実績やノウハウを十分に有しており、施設管理運営にどう活かしていくか示されているか。	5	
6　個人情報の保護	・利用者の個人情報保護について、職員への制度理解の促進を図り、十分な措置を講じているか。	5	
7　収支計画	・市が提示した指定管理料の上限の範囲内での収支計画となっているか。	10	
8　地場・中小企業の育成	・本市の区域内に主たる事業所（本社）を有しているか。 ・中小企業であるか。	10	

（５）福岡市ヨットハーバーに係る指定管理者選定・評価委員会

委員５名（民間委員４名［五十音順］、市職員１名）

分野	氏名	摘要
利用者代表	岡部　幸司	福岡県セーリング連盟会長
財務専門家 （公認会計士）	中村　直子	日本公認会計士協会北部九州会
利用者代表	沼田　浩行	福岡ヨットクラブ会長
学識者	星野　裕志	九州大学　名誉教授 中村学園大学　流通科学研究科　特任教授
市職員	荒巻　成己	福岡市港湾空港局港湾計画部長

（６）指定管理料の上限額

令和７年度：54,000 千円

（参考）応募資格

① 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

② 次のいずれにも該当しないこと。

（ア）福岡市契約事務規則（昭和 36 年福岡市規則第 16 号）第２条第１項及び第２項に規定する者

（イ）団体（任意団体にあたってはその代表者）が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納している場合

（ウ）自らの責めに帰すべき事由により、５年以内に指定管理者の指定の取消しを受けた者

（エ）団体又はその代表者が、次のいずれかに該当する者

a 暴力団員が事業主又は役員に就任していること

b 暴力団員が実質的に運営していること

c 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること

d 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること

e 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること

f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること

（オ）団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から２年を経過しない者

４ 選定結果

（１）選定結果

福岡市ヨットハーバーは「市民の海洋性スポーツの振興とあわせて海洋思想の普及を図る」ことを目的に設置した施設である。

今回の選定にあたっては、施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針や施設の効用を最大限発揮する管理運営について提案がされているかなどの観点から、申請者の提案について審査を行った。

その結果、選定・評価委員会における前記の評価内容を踏まえ、市において総合的に判断し、小戸サンセットハーバー共同事業体を指定管理者の候補者に選定した。

（２）評価内容

① 候補者　小戸サンセットハーバー共同事業体
　提案額　54,000 千円

評価項目	評点					計
	委員					
	A	B	C	D	E	
1　管理運営方針	30	30	24	24	24	132
2　管理体制	19	15	15	12	15	76
3　施設の効用を最大限発揮する管理運営	56	57	52	47	49	261
4　増収及び管理経費の縮減等	12	12	14	9	9	56
5　運営実績・ノウハウ	5	5	5	4	4	23
6　個人情報の保護	5	3	4	3	3	18
7　収支計画	8	8	6	6	6	34
8　地場・中小企業の育成	7	7	7	7	7	35
合計	142	137	127	112	117	635

【主な評価内容】

・市内に経営するマリーナを有することを活かした提案がなされており、ヨット環境の維持・強化、事故発生時等における迅速な対応が期待できる。
・経営基盤が安定しており、指定管理期間中、安定した経営が見込まれる。
・専門性の高い人材任用計画に加え、実現性の高い運営体制や近隣との連携を含めた賑わい創出に係る取組がバランスよく提案されている。

② 次点候補者　ＦＵＫＵＯＫＡ ＹＨ&Ｂ ＭＩＲＡＩ プロジェクト ＪＶ
提案額　53,760 千円

評価項目	評点					計
	委員					
	A	B	C	D	E	
1　管理運営方針	24	18	24	12	24	102
2　管理体制	17	14	13	11	14	69
3　施設の効用を最大限発揮する管理運営	61	52	53	36	52	254
4　増収及び管理経費の縮減等	12	10	12	9	12	55
5　運営実績・ノウハウ	5	4	4	3	4	20
6　個人情報の保護	5	4	4	3	3	19
7　収支計画	8	6	6	4	6	30
8　地場・中小企業の育成	7	7	7	7	7	35
合計	139	115	123	85	122	584

【主な評価内容】

・共同事業体の各構成団体が有するノウハウを活かし、高いサービス提供力やマネジメント能力に基づいて、ヨットハーバーの賑わいの創出に係る多様な提案がなされている。
・共同事業体の経営基盤が良好である。
・スタッフに対する平時からの防災訓練や安全意識向上のための教育について具体的な提案がなされている。

③　A団体

提案額　54,000 千円

評価項目	評点					計
	委員					
	A	B	C	D	E	
1　管理運営方針	30	24	18	18	18	108
2　管理体制	20	16	15	12	14	77
3　施設の効用を最大限発揮する管理運営	54	47	45	36	41	223
4　増収及び管理経費の縮減等	15	13	10	9	9	56
5　運営実績・ノウハウ	4	4	3	2	3	16
6　個人情報の保護	3	3	3	3	3	15
7　収支計画	4	4	4	4	6	22
8　地場・中小企業の育成	7	7	7	7	7	35
合計	137	118	105	91	101	552

【主な評価内容】

・海洋性スポーツの発展を目指し、ヨット環境の強化について提案がなされている。
・かつてヨットやボートを楽しんだ方々の取り込みなどの利用促進や増収のための取組について多様な提案がなされている。
・平時からのスタッフへの定期的な防災訓練が提案されている。

【参考資料１】　候補団体の概要

１ 候補団体名、所在地

福岡市西区小戸二丁目 11 番１号
小戸サンセットハーバー共同事業体

２ 代表団体

（１）団体名、所在地

山口県宇部市港町一丁目 13 番５号
株式会社ササキコーポレーション

（２）代表者

代表取締役　佐々木　勝吉

（３）設立年月日

昭和 23 年 10 月 22 日

（４）業務内容

〇モーターサイクル部門
・二輪車、電動アシスト自転車の販売
〇マリン部門
・ボート、ヨット、マリンジェット、船外機、マリンエンジンの販売、メンテナンス
・ボート免許、レンタルボート
・マリンライフの総合コンサルティング
〇 福祉部門
・電動車いすの販売及びレンタル

（５）主な実績

平成 19 年　博多港開発株式会社より西福岡マリーナの運営業務を受託
平成 26 年　福岡市より博多港開発株式会社と共に福岡市ヨットハーバーの指定管理者として業務を受託
平成 27 年　北九州埠頭株式会社より新門司マリーナの業務を受託
平成 28 年　大分県より別府北浜ヨットハーバーの指定管理者として業務を受託
平成 30 年　九州地方整備局より海の中道マリーナ＆テニスの業務を受託
令和元年　佐賀県より佐賀県ヨットハーバーの指定管理者として業務を受託

３ 構成団体

（１）団体名、所在地

福岡市西区愛宕浜四丁目 49 番１号
福岡市漁業協同組合

（２）代表者

代表理事　藤野　秀司

（３）設立年月日

平成４年 11 月２日

（４）業務内容

漁業者にかかる共済事業、漁業自営事業、漁場利用事業等

（５）主な実績

平成18年　福岡市より福岡市立小呂保育所の指定管理者として業務を受託
平成 25 年　福岡市より福岡市海づり公園の指定管理者として業務を受託

【参考資料２】　福岡市ヨットハーバーの概要

１　施設の概要

①所在地　　福岡市西区小戸三丁目 58 番１号
②敷地面積　120,000 ㎡（陸域：38,000 ㎡、　水域：82,000 ㎡）
③施設内容　クラブハウス（本館：鉄筋コンクリート造３階建　別館：鉄骨造２階建）、常時利用浮桟橋（係留：188 バース）、一時利用浮桟橋（61m×３本）、艇置場（陸置：350 区画）、揚降施設（１基）、修理ヤード、駐車場（289 区画）、緑地、防波堤、護岸 等
④供用開始　昭和 50 年７月 22 日

２　施設の特徴

大小約 540 隻のヨットを収容できる西日本有数のヨットハーバーであり、能古島、糸島半島に囲まれた今津湾を臨み、一年を通じ変化に富んだ風が吹き、日本でも有数のセーリング条件を備えている。

３　施設の役割
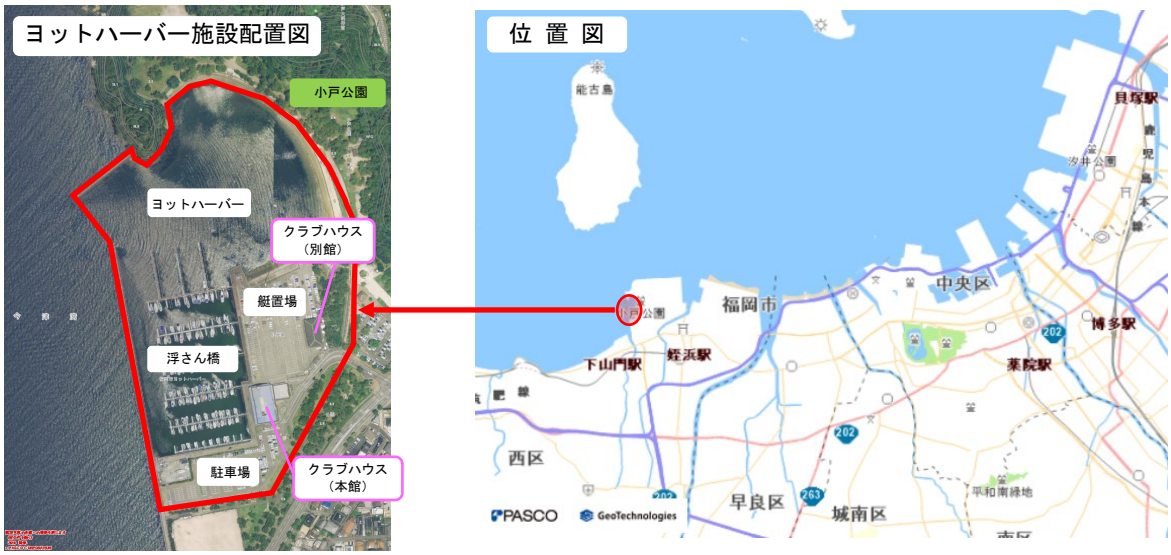
福岡市ヨットハーバーは、「市民の海洋性スポーツの振興とあわせて海洋思想の普及を図る」ことを目的に、福岡市ヨットハーバー条例に基づき、昭和 50 年７月に開場した。